HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	裁判官の専門性と独立性（一）　－西ドイツの実務と比較して－
Author(s)	木佐, 茂男
Citation	北大法学論集, 40(5-6上), 301-328
Issue Date	1990-08-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16709
Type	bulletin (article)
File Information	40(5-6)1_p301-328.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

裁判官の専門性と独立性（一）

――西ドイツの実務と比較して――

木佐茂男

目次

一　はじめに
二　日本における判検交流、会同・協議会および派遣研修　（以上、本号）
三　西ドイツにおける裁判官の専門性と独立性
四　人事行政からみた専門性と独立性
五　むすび

一　はじめに

日本における裁判官と検察官の人事交流、すなわちいわゆる判検交流は一九七四年にいわゆる「逆戻り」の保障についての最高裁と法務省との合意が行われて以来いっそう本格化した。[1] この制度が裁判の内容に影響を及ぼしているかどうかについて活発な論議がある。一九七五年には東京弁護士会が問題を提起し、一九八〇年に日弁連が問題を取り上げている。[2]

あい前後して、裁判所内部で実施される裁判官の研鑽のための会合や研修会である「会同・協議会」が判例統一の場に変じているのではないか、という疑念も提出されるに至った。問題提起自体はかなり早い時期からみられるが、広く論じられるのは比較的新しいことである。[3]

企業や官庁への裁判官の研修的派遣についても疑問を示す声がある。

わが国では、憲法上、法曹一元を前提とした裁判官の任期制度が設けられているが（憲八〇条一項）、実体はキャリア・システムの裁判官制度である。今日のように大量で複雑な裁判事件を処理すべき裁判官は、より「専門的」で説得的な判決をするよう国民に対して義務づけられている。このような事情にあっては、裁判官としての任官後に行われる各種の研修・研鑽や人事交流は重要なものとなる。しかし、他方で、人事交流が異動対象者の実質的同意を欠いたり、研鑽が行政的に一方的に行われるのであれば、「裁判官の独立性」が侵害され、ひいては「裁判を受ける国民の権利」も侵害されかねない。言うまでもなく、どのような人事制度や研鑽制度があろうとも、個々の「裁判官の法意識」が決定的に重要である。だが、その法意識を無意識のうちに歪めやすい仕組みや実務が存在するとすれば、これを是正することも同様に重要なことであろう。

裁判官の専門性の確保という観点から、判検交流、会同・協議会もしくは研修的派遣に好ましい側面があるとすれば、それは何であるのか、逆に、「裁判官の独立」性を侵害しかねない要素があるとすれば、どこを改善すべきかが問われなければならないであろう。

最近では、後に検討するようにこの判検交流と会同・協議会の功罪を感覚的に論ずる時期はすぎ、実証的検討を可能にする資料や実態分析が現れつつある。弊害が危惧される主要な分野は刑事事件、行政事件、労働事件、大企業が相手方となる公害紛争事件などである。もっとも、裁判判決の変化の原因は、第四節でみるように決して判検交流、会同・協議会のみにあるわけではなかろう。これらの実務なくしてもほぼ類似の結果は生じたかもしれないのである。例えば、民事事件の領域においても創造的な解釈が最高裁でピークに達したのは一九六〇年代末までであり、[4] 商法の分野でも同様の現象がみられるようである。[5] したがって判検交流や会同・協議会を単独にとりあげて論ずることは、解決すべき課題の広がりからして不十分であると思われる。日本における一九六〇年代末以降の司法人事政策と司法行政政策全体の中に位置づけることなくしては、これらの問題がもっている意味は明らかとはならないであろう。言い換えれば、判検交流や会同・協議会は、日本の司法の現状をもたらした唯一の原因ではなく、それに寄与する一部にすぎない。しかし重要な一部であると思われる。

本稿は、行政関係の事件を主として念頭において、検討を進めることにしたい。【グラフ①】に見られるように、行政事件訴訟の統計は、一九七〇年頃を境にして認容率と却下率が入れ替わることに示されるように、ドラスティックな変化を示している。戦前のプロイセン・ドイツの行政裁判所や日本の行政裁判所が「われわれの漠然とイメージする以上に《裁判所的》な性格を有する存在であった」[6] のと比較して、今日の日本の裁判所が裁判官の独立性を失って「われわれの漠然とイメージする以上に」行政機関になっているかもしれないのである。

〔グラフ①〕　戦後行政訴訟の認容率・却下率・棄却率

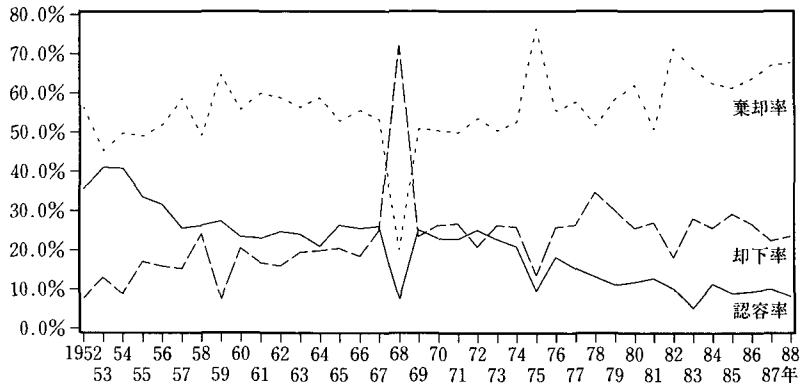

出所：最高裁判所事務総局『司法統計年報』(1952—1988)の各版をもとに作図。

もとより、個々の交流人事または個々の裁判官協議会と個々の判決内容とが常に結びついていることは論証されていない。例えば法務省勤務経験や訟務検事経験が常に裁判官の独立性を喪失させるものではない。[7] 同様に、協議会に出席してもなお独立の判決を書く裁判官は当然に存在している。逆に、無意識のうちに、法理論以外の要素に支配されることもあろう。一般的抽象的にいって、判検交流や協議会には評価すべき部分がありうる。だが、判検交流経験者が担当した裁判の内容や協議会開催後の裁判の内容について、なにがしかの悪影響のあることが広く語られていること自体に、裁判の威信ないし尊厳の毀損を認めることができよう。このような国民の不信感の中にすでに、「独立の裁判官」による「裁判を受ける権利」の侵害の一表現をみることも可能であろう。

本稿は裁判官の「専門性」が歪んだ形で高められてはならないということを問題意識とするが、他方で、好ましい「専門」化を妨げる人事行政がありうることをも問題視したい。わが国では、裁判官人事制度が出世競争をあおるものであるため、特定の地で家庭事件や少年事件の専門家としてとどまり成長することを妨げることがあり、[8] また、転勤制度と事件配分制度の運用の現状が、本人の同意なくして本人の希望する専門家としての発達を阻害する側面がある。裁判官人事における自主・自立性の度合という

要素を含めて考えることの必要性が考慮されるべきであろう。

いずれにしても、「独立の裁判官」による「裁判を受ける国民の権利」が確実に保障されているか、ということを基本的な軸として一切が考察されなければならない。裁判の主体は統一組織としての裁判所ではなく、個々の裁判官あるいは個々の合議体であるからである。

なお、専門性[9]と独立性という二つのタームのみで問題を処理することはもとより不十分である。しかし、構成を複雑にしないためにここでは視角をこの二つの点に限定することにしたい。

現在の日本の司法がかかえる問題点と改善すべき点はきわめて広範囲なものである。ここではその一部について、西ドイツの実情を比較の資料としながら検討してみたい。西ドイツでもキャリア裁判官制度がとられているといってよいが、やや異なった要素も見られる。とりわけ通常裁判権以外では、裁判官以外の経歴をもつ法曹が裁判官になることも少なくない。通常裁判権でもまれに検察官経歴をもつこともある。ここでは、筆者が、日本の判検交流・会同・協議会、派遣研修などの問題群に相当すると考える西ドイツの実情を、特に裁判官の専門性と独立性の確保という観点から紹介・検討しつつ、日本における今後のあり方を探ってみたい。まず、日本の現状を整理しておくことにしよう。

（1）読売新聞一九七四年三月二九日朝刊。

（2）日本民主法律家協会も一九七五年に初めて判検交流問題をとりあげている。『法と民主主義』九八号（一九七五）五頁以下参照。

（3）座談会「現代司法の思想」渡辺洋三・利谷信義編『現代日本の法思想（福島正夫先生還暦記念）』（一九七二）四二九頁以下、潮見俊隆「裁判官会同と裁判」現代法ジャーナル創刊号（一九七二）六二頁以下、小田中聰樹「裁判官会同・裁判官協議会――戦後の刑事裁判にみるその問題点」法時四五巻三号（一九七三）六四頁以下、『法と民主主義』八七号（一九七四）

二二頁、同九四号（一九七五）二二頁以下。阪口徳雄「裁判官会同・協議会と裁判統制」「弁護士と社会活動」編集委員会編『弁護士と社会活動（亀田徳治先生社会活動五〇周年記念）』（一九八六）二〇九頁以下。松本正「裁判官協議会、そして調査官」法セミ増刊『今日の最高裁判所』（一九八八）一二八頁以下。東京弁護士会は、『「裁判官会同・協議会問題」に関する意見書』（一九八八）全一六頁において、「テーマ・運営方法において裁判の独立に疑念を抱かせるような会同・協議会の実施を取り止め」ること、および会同・協議会の資料を公表することを求めている。会同・協議会が日弁連レベルでとりあげられたのは、一九八九年が初めてである。筆者自身、会同・協議会の問題を指摘したことがある。一九七二年の行政事件担当裁判官会同について、拙稿「住民訴訟の展開の二つの途について」法と民主主義一七五号（一九八三）三六頁。

(4) 五十嵐清（座談会発言）「法学の歩み四〇年」法学教室一〇〇号（一九八九）一六頁。

(5) 昭和四〇年代がいちばん華やかで活発に動いた時期であったとされる。龍田節（座談会発言）・法学教室（前掲注（4））一七頁。

(6) 宮崎良夫「行政訴訟と裁判官」『公法の課題（田中二郎先生追悼論文集）』（一九八五）五六〇頁。

(7) 杉本良吉の場合は、独立した裁判官になるという優れた例の典型である。このケースは随所で言及されている。《それ故に》裁判官としては不遇のうちに終わったことについて、例えば雑誌『ＱＡ』（平凡社）一九八九年一二月号三七頁。ただし同頁の写真は他の裁判官と入れ替わっている。

(8) 西ドイツの実情について、木佐『人間の尊厳と司法権――西ドイツ司法改革に学ぶ』（一九九〇）二三五頁。少年裁判官として一貫して仕事を続けることは連邦最高裁判事になることよりも名誉である、というあるアメリカの裁判官の言葉を紹介する内藤頼博・川島武宜『自由人近藤綸二』（一九八六）二五六頁、さらに、下村幸雄「法曹一元について考える」自由と正義三九巻二号（一九八八）五五頁を参照。

(9) もっとも、本稿では、いわゆる裁判官像をめぐる論争の中で触れられた裁判官の「専門性」ということとはやや異なった視角から専門性を語っていることに注意されたい。論争において「専門性」とは、必ずしも具体的事件類型に関しての専門性ではなく、裁判官一般のあり方にかかわるものであったからである。

二　日本における判検交流、会同・協議会および派遣研修

（一）いわゆる判検交流の実情と問題点

〔表①〕　裁判所→法務省（訟務）へのポスト別にみた判事、判事補の割合

ポスト／年	法務大臣官房（訟務局）参事官	法務省訟務局課長	同局局付	法務局局長	同訟務部長	同訟務部付	合計
1960						4	4
1961			1			1	2
1962						2	2
1963						3	3
1964						2	2
1965						5	5
1966						1	1
1967						2	2
1968							0
1969						1	1
1970						1	1
1971	①	①	3			3	②6
1972		①	4			①2	②6
1973	①		①	①	①	1	④1
1974	②		①1		①	4	④5
1975	①	①	1	①	②	①3	⑥4
1976			2			4	6
1977		①		②	①	①2	⑤2
1978	②	①		①	①	①5	⑥5
1979		①		①	①	④1	⑦1
1980	①A		1		①	①6	③7
1981	①			①	①	①8	④8
1982			1			⑤3	⑤4
1983	①A		1	①		6	②7
1984	①	②			①	②8	⑥8
1985			①1	①	②	⑥4	⑩5
1986			②		①	3	③3
1987	①		①2	②	②	①9	⑦11
1988	①A		②1	①	①	④7	⑨8
1989					①	③3	④3
総計	⑬0	⑧0	⑧19	⑫0	⑰0	㉛102	㊽121

1989年は7月まで

（○で囲んでいない数字は判事補の異動数を示し、
○で囲んだ数字は、判事の異動数を示す。
Aは、総務局長を示す。）

出所：東京弁護士会司法問題対策特別委員会『裁判所と法務省の人事交流についての調査報告書（改訂版―資料編）』（1989年11月）2頁。
ただし、年を西暦に改めた。以下の表、グラフも同じ。

〔表②〕　裁判所→法務省(訟務以外)・その他の官庁への
転入ポスト別にみた判事、判事補の割合

ポスト／年	民・刑事局局長・参事官・課長	同局局付	司法法制調査部部長・部付	人権擁護局長	地検検事（捜査公判担当）	法務総合研究所教官	その他の官庁	合計
1960			1					1
1961								0
1962		2		①				①2
1963		1	1					2
1964								0
1965		①2						①2
1966		1						1
1967							①A	①
1968	①		①					②
1969			1					1
1970							①N	①0
1971		1	①				①B	②1
1972		3					①C	①3
1973				①			1D	①1
1974	①	1	①		3		①O	③4
1975		4	1	①	1		②EFG1	③7
1976	①	3			1	①	①HP1	③5
1977	①			①	2		②IQ	④2
1978	②	2	1		2	1	②JKR1	④7
1979	②	1				①	②LM	⑤1
1980				①	3			①3
1981		①2			①4		③$_{1}^{SX}$ $_{T}^{}$ $_{U}^{}$	⑤7
1982	①	1			②	①		④1
1983	①	3	①1		2		①1Y・Z	③7
1984	①		①	①	4		②$^{a\ b}_{c\ d}$	⑤6
1985		①2				①	①e	③2
1986	①	①1			2		②1fgh	④4
1987	①	1	1	①	③1		②7$^{i\ j\ k\ l\ m}_{n\ o\ p\ q}$	⑦10
1988	②	4	①		②1	①	5$^{r\ s\ t}_{u\ v}$	⑥10
合計	⑮	④35	⑥7	⑦0	⑧26	⑤1	㉕21	⑩90

(○で囲まれていない数字は判事補の異動数、○で囲まれた数字は判事の異動数を示す)

A・I・M・O・Y＝内閣法制局参事官
B・e・i＝総理府中央公害審査委員会審査官
C・F・N・R・U・c・q＝大阪国税不服審判所長
D・G・K・X・b・j＝総理府公害等調整委員会事務局審査官補佐
E・H・J・L・T・a＝同上審査官
P＝アジア極東犯罪防止研修所教官
Q・S＝国鉄総裁室法務課
Z・d・f・g・p＝国税不服審判所国税審判官

v＝郵政省
r s＝外務省
t＝自治省
u n＝通産省
k＝農水省
m＝運輸省
o＝大蔵省
l＝厚生省

出所：東京弁護士会司法問題対策特別委員会・前掲調査報告書9頁。

①判検交流の定義　いわゆる判検交流問題は裁判官と法務省検察官との交流人事の是非をめぐるものである。裁判所から法務省への異動先は【表①】および【表②】に示されている。[10] 判検交流という言葉で語られるのは、裁判官が、主として、①検察官（捜査検事・公判検事）、または②訟務検事として出向する場合である。しかし「独立の裁判官」による判決を受けるという観点からは、裁判官の側から見て、法務省以外の機関への出向も含めて、その長短を考察する必要があるように思われる。すなわち裁判官には右の二つを除く③法務省職員としての出向、④その他の行政機関への法律家としての出向、⑤各種行政機関や企業への研修的出向があり、また明確には分類しがたい出向もある。これらは当然のことながら個別に考えられる必要がある。さらに現実を直視するならば、⑥最高裁事務総局での勤務を裁判官の《出向》ととらえる発想も必要であろう。本稿では、この⑥の問題には末尾で言及するにとどめるが、最高裁事務総局制度の根本的見直しの必要性を考えると、この視角は無視できないものと思われる。[11]

法務省からの異動者の大部分は、実際に裁判業務に携わっている。

以下においては、⑤の出向的研修と⑥の最高裁事務総局勤務を除いたものをおおむね「判検交流」として念頭におくこととする。

②判検交流の実情　【グラフ②】は、裁判所から法務省への異動者数、【グラフ③】は、法務省から裁判所への異動者数の変化を示したものである。一九七一年頃より、特に七四年頃より増加していることが明らかとなる。しかし、最高裁判所は国会において一貫してこれを否定する答弁をしている。[12]【グラフ④】は、法務省からの異動者を経歴別に示したものである。経歴豊かな判事クラスの異動が多くなっていることが示される。【グラフ⑤】は、法務省からの異動者の東京・大阪への配属比率を示したものである。日本の裁判官名簿は公開されていないうえに、約半数の裁判官が複数の裁判所に勤務するため、全裁判官のうちの東京・大阪勤務者の比率を正確に示すことは容易ではない。しかし、法務省

〔グラフ②〕　人事交流（裁判所から法務省へ）

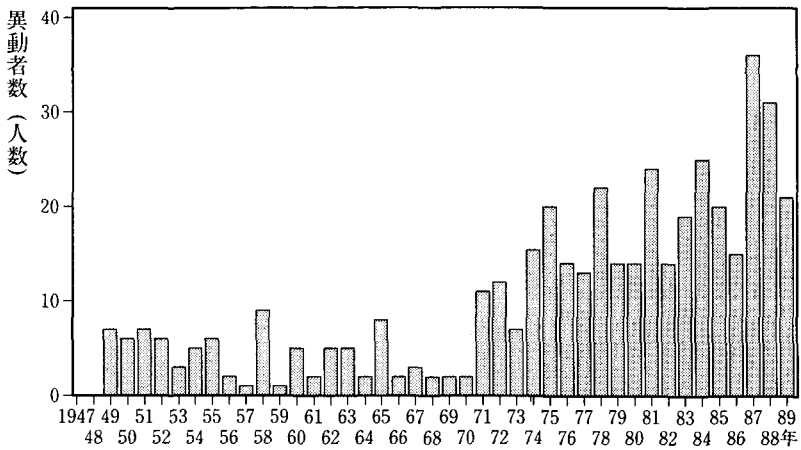

出所：東京弁護士会司法問題対策特別委員会・前掲調査報告書１頁をもとに作図。

〔グラフ③〕　人事交流（法務省から裁判所へ）

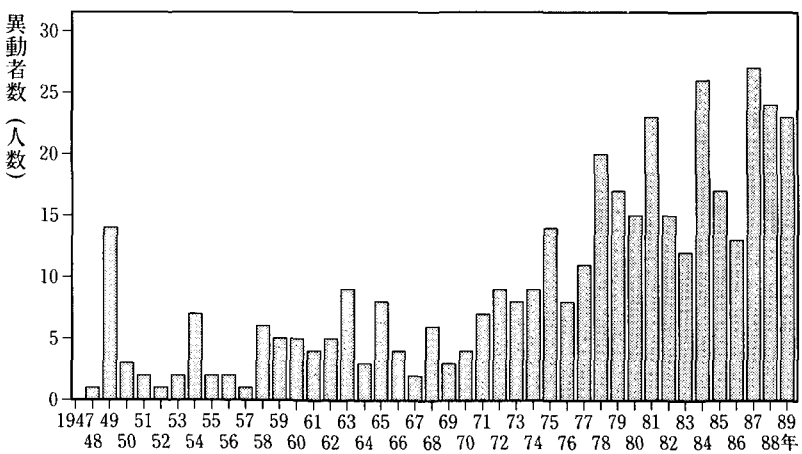

出所：東京弁護士会司法問題対策特別委員会・前掲調査報告書１頁をもとに作図。

〔グラフ④〕　経歴別に見た異動者

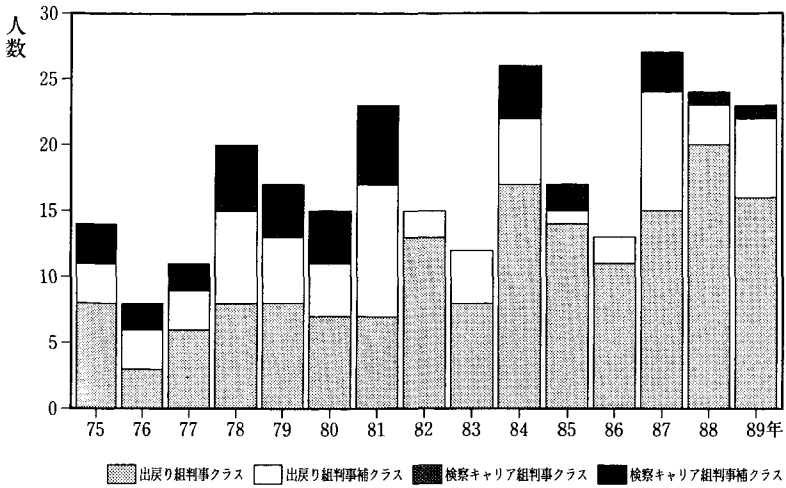

出所：東京弁護士会司法問題対策特別委員会・前掲調査報告書15頁をもとに作図。

〔グラフ⑤〕　法務省からの異動者の東京および大阪への配属比率

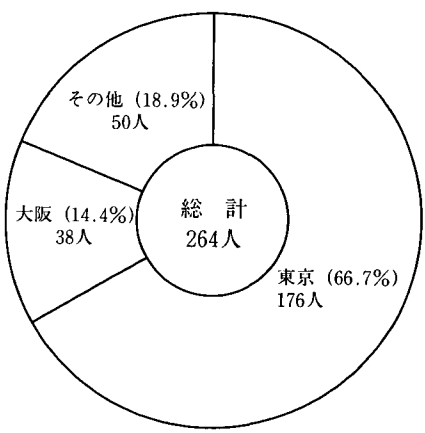

1975年～1989年（7月まで）

出所：東京弁護士会司法問題対策特別委員会・前掲調査報告書21頁をもとに作図。

〔表③〕　東京地裁行政部の人事配置

民事 2 部

1982年 4 月	〈時岡　泰〉	満田明彦	〈菊地　徹〉	揖斐　潔
1983年 4 月	〈同〉	〈同〉	〈同〉	大鷹一郎
1984年 4 月	〈同〉	中込秀樹	小礒武雄	〈金子順一〉
1985年 4 月	穴戸達徳	同	同	〈同〉
1986年 4 月	同	〈柳田幸三〉	同	〈同〉
1987年 5 月	同	山崎　恒	中山顕裕	生野孝司
1988年 4 月	同	北澤　晶	同	同
1989年 4 月	同	同	小林昭彦	三村晶子

民事 3 部

1982年 4 月	可部恒雄	泉　徳治	〈大藤　敏〉	〈杉山正巳〉
	菅野博之	立石健二		
1983年 4 月	〈三宅弘人〉	〈大藤　敏〉	〈杉山正巳〉	立石健二
1984年 4 月	〈山本敏和〉	〈太田幸夫〉	〈大藤　敏〉	滝澤雄次
1985年 4 月	〈同〉	〈同〉	塚本伊平	大島隆明
1986年 4 月	鈴木康行	〈同〉	同	加藤就一
1987年 5 月	同	〈同〉	高橋利文	同
	青野洋士			
1988年 4 月	鈴木康行	石原直樹	佐藤道明	青野洋士
1989年 4 月	同	同	同	同

裁判官名　：最高裁判所事務総局経験者
裁判官名　：行政局経験者
〈裁判官名〉：検事出向経験者
〈裁判官名〉：最高裁判所事務総局・検事出向経験者

（湯川二朗弁護士　作成）

〔グラフ⑥〕　訟務検事のうち裁判所出身者のしめる割合

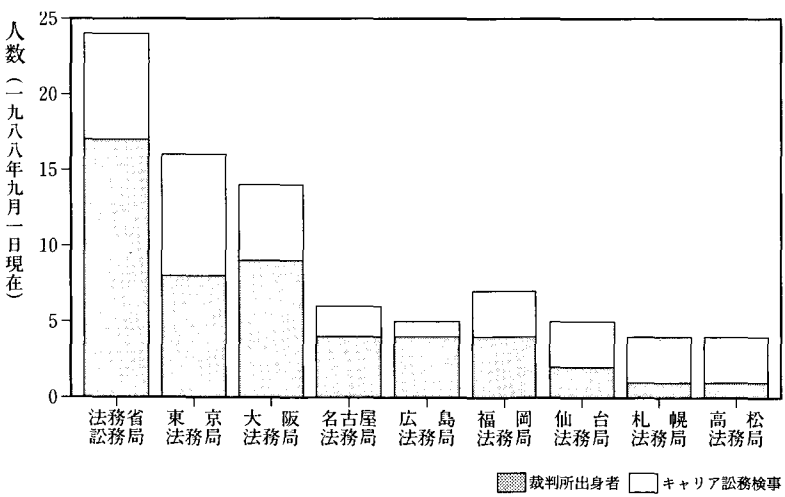

出所：東京弁護士会司法問題対策特別委員会・前掲調査報告書3〜8頁をもとに作図。

からの異動者二六四名（一九七五年から一九八九年（七月）までの総計）のうち六七％が東京に、一四％が大阪に配属され、二大裁判所だけで八一％をしめている。このことから配属先には何らかの意味が与えられていることを推測できよう。なお、東京地裁の民事部の裁判長のほぼ半数が人事交流の経験者である。さらに全裁判官の約一五％が交流の経験者となっている。裁判所に戻った人の大部分はエリートコースを歩んでいるといわれる。[13]

本稿で力点をおいている行政事件、労働事件などでは専門部制度がとられている。交流経験者が専門部に配置される場合には、時に大きな問題が生じうるが、具体的な資料は作成できなかった。東京地裁の行政部に限って近年の事情を示せば【表③】のようである。裁判長や右陪席裁判官がほぼ例外なく最高裁事務総局や訟務検事の経験者であり、純粋な裁判官経験のみをもつ者はきわめて稀であることがわかる。行政事件に限って東京地裁と大阪地裁の二つの裁判所が処理する事件比率は、既済事件についてみると三七・九％（一九八七年）ないし四二・〇％（一九八八年）である。[14] 行政事件訴訟における両裁判所の判決の認容率や却下率はきわめて興味深いが、関係資料の作成はできなかった。一九六九年に発行された一九六八年版の司法統計年報より各裁判所の行政事件の認容率に関する統計は削除されているからである。本来、判検交流の「効果」分析は一九七〇年代以降について必要であるが、これを行うことは公刊された資料による限りは困難なようである。

裁判所からの出向者は、法務省、東京や大阪など重要な訟務局に集中的に配置されている。訟務検事は一九八五年において八三名であるが、そのうち四八名が裁判官出身者である。訟務局長をはじめ訟務局の重要なポストはほとんどが裁判官出身者である。[15]【グラフ⑥】は、法務省訟務局と各地訟務局の訟務検事にしめる裁判官出身者の比率を示している。

ところで、訟務局や法務局とは何であろうか。行政事件においては、裁判官が訟務検事ないし法務省行政官を経験したあと、再び裁判官として勤務して、訟務検事時代に扱ったのと類似の事件を担当することが問題とされている。[16] 比較

〔グラフ⑦〕　裁判官数・訟務検事数の変化

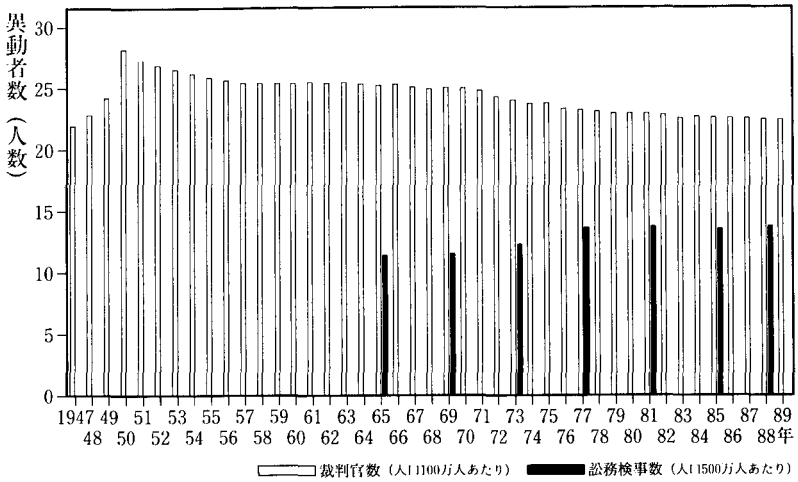

出所：裁判官数は法律上の定数をもとに、訟務検事数（実員）は東京弁護士会司法問題対策特別委員会・前掲調査報告書30頁をもとに作図。
人口は総理府統計局相談室より入手。

法的にみて、《訟務局・法務局》が他の先進諸国家にあるかどうか、存在する場合にはどのように機能しているのであろうか。訟務検事が存在しなければ裁判官との交流もまたありえないからである。

③交流推進者の論理　判検交流の積極的意義は推進者側によればつぎのようである。

（イ）まず、訟務体制の強化という側面がある。全国的な公害事件、行政事件に対応する国側の司法訟務体制が不十分であると認識されている。訟務体制は一九七〇年に「訟務をとりまく内外の情勢」に迫られ、大幅な機構改革をみた[17]。国内総人口に対する日本の裁判官比率は戦後一貫して減少し、とりわけ七〇年代の減少傾向が顕著であるが[18]、【グラフ⑦】が示すように訟務制度は相対的には増強されてきた。「全国的、組織的な背景をもつ事件における相手方の研究体制」に対して「組織としての結集力」を発揮することが求められた[19]結果である。国の代理者としては法曹資格者が望ましいが、法務省固有の法曹資格者から訟務担当者をそろえることは困難であるという事情があり、民事事件に堪能な裁判官により円滑な訟務を行いたいとされ

た。[20] 法務大臣官房長はつぎのように述べている。「訟務検事の点につきましては、現実問題といたしまして、ある程度裁判官をやられて、その培った知識経験がきわめて法務省の仕事の中で有用な領域の職務もございますので、そういう意味で来ていただいておるということでございます」[21]。

（ロ）「法曹一元」の理念も強調されている。交流は「法曹一元的な考え方」からして当然のことであるとされる。[22]

（ハ）裁判官の教育という側面がある。これには種々の内容が示されている。（a）裁判官の司法的感覚からくる行政に対する「偏見」を取り除くことを目的とする。法務省訟務部長は、訟務検事の役割としてつぎのような指摘をしている。「法曹一元が実現していないことから、率直に申しあげまして、我国の裁判官はとかく世の中の実態にうといという感じがしないわけではない」。「訟務のあつかう事件は、裁判官が疎遠であり、また実態を充分知り得ない行政の分野の問題が一番多い」のであり、「裁判官の一つの司法的な感覚として、行政というものに対する偏見的な考え方も全くないとはいえない」。訟務には「行政の実態というものを十分認識させる努力がきわめて必要であろう」、と。[23]（b）経験・体験の範囲を広くして見聞を広め、大きな法曹に育つのに役立つことも強調されている。[24]「他の法曹の他の分野の仕事も経験して、いわば法曹としての見聞を広めていただくという意味でやっておるわけでございます」[25]とか、「法曹一元的な考え方」からして当然のことで、「りっぱな裁判官として成長していくという過程では好ましいこと」[26]と言われる。（c）組織人としての訓練の場として貴重であるという見解もある。行政組織の一員として指導したり指導されるということが法曹として非常に貴重なことであるとされている。[27]

当局者は、この実務に弊害がないことを強調している。「裁判官、検察官、弁護士等の法曹は、…法律専門家としての良識と自覚を持ってその職務を遂行するものでございますから、相互に交流し、その立場が変わりましても、その立場、立場におきまして、厳正公正に事件あるいは仕事の処理に当たるものであって、おっしゃるような相互の人事交流によっ

て特段の弊害があるというものではなかろうというふうに考えておるわけでございます」[28]。法務大臣はつぎのように言う。「縦社会の論理でずっと貫くよりも、別の立場を体験し、特に法曹の場合はみんな法律屋ですからね、別の立場で別の理論あるいはいろいろな考え方、思想といったようなものを学ぶと思うのですね。それが交流される方法というのはやっぱり人事交流しかない」[29]。

以上の公刊物に見られる肯定論からは、「裁判官の独立」が侵害されるおそれについての懸念は一切窺えない。交流先、配属先、交流人事手続、出向形式および出向期間などに関する制度的配慮は必要ではないという考え方が示されているようである。

④判検交流に関する賛成論と反対論　ある一つの穏健な見解はつぎのように述べている。訟務検事経験者である裁判官が担当した国を当事者とする訴訟において「国寄りと思われる判決、例えば長良川・墨俣水害訴訟、岩手靖国訴訟等の判決が目立ち始めていることは事実である」。この交流は「秘密裏にとは言わないまでも、主権者たる国民の眼が余り届かないところで行われているやに見受けられ、このままでは無用の誤解や疑惑を招きかねない」[30]。

この種の弊害が際だつために、交流制度の存在自体について批判的な見解が相当に広がってきている[31]。交流の現実的結果からみての反対論も強い。ある弁護士は、「偏頗な判・検事交流によってもたらされた司法の行政、捜査に対する緊張感の欠如」が裁判所のチェック機能の欠如をもたらしている[32]、とする。日弁連も意見書を提出し[33]、また各地の弁護士会でも批判が噴出している[34]。

しかし、賛成論もないわけではない。ある見解によれば、判検交流批判はイデオロギー的にすぎ、功罪は交流の対象となる「その人個人の問題」である[35]。

一九八九年秋に日弁連司法問題対策委員会が弁護士登録をしている元裁判官三六四名に対して行ったアンケート調査

の中間集計とその分析はきわめて興味深い素材を提供している。[36] ここでは年代別の統計などその詳細に触れる余裕はない。主要な項目と回答比率はつぎの通りである。ただし、いずれの意見にあっても多くの留保が付されていることには注意をしなければならない。若干の検討は後に改めて行うことにする。

判検交流については、（イ）「判検交流は裁判の公正らしさに対する国民の信頼を傷つける」（賛成五〇％、反対二九・二％）、（ロ）「判検交流は裁判官の行政・検察へのチェック機能を減退させる」（賛成四三・四％、反対三四・〇％）、（ハ）「判検交流は裁判官に当事者経験を持たせるのでよい」（賛成三九・六％、反対三九・六％）、（ニ）「判検交流は法曹一元の理念に合致した制度である」（賛成三一・一％、反対四二・五％）。全体的に交流制度に批判的な意見が支配的である。右の回答の中には、閉ざされがちな裁判官と検察官の社会にあって、法曹相互の人事交流は法曹一元の理念という観点からも肯定的に評価できる、という意見がある。

当然のことながら、人事交流は裁判官相互の研鑽の場として有用かつ有益であるという見解もあろう。日本の特殊性を抜きにすれば妥当な指摘でありうる。交流実務は旧来からなかったわけではないが、それはこの二〇年ほどの間に司法人事政策全体と有機的関係をもって質的に変遷をとげた可能性がある。冒頭に述べた復帰の保障のように交流の条件整備はあったけれども、形式にはさほどの変化があったわけではない。しかしながら人事の量的質的変化が《裁判官実像》と裁判判決の変化に寄与している疑いがあるのである。

しかし、他方で、反対論の側でも、将来の健全な法曹交流制度はいかにあるべきか、という理念像が十分に練られているとはいえないであろう。とりわけ、裁判を受ける国民の権利からみて、法曹、とりわけ裁判官と検察官がどのような資質のものであり、どのような訓練や研修を受けるべきか、という大きな問題の整理はなされていないように思われる。多岐にわたる裁判事件に裁判官がどのように専門性を発揮するべきか、という問題もある。最高裁当局や法務省が

述べるように、《訟務体制の強化》、《法曹一元の理念》、《偏見の排除》、《裁判官としての大成》、《見聞の拡張》、《組織人としての訓練》が交流の目的であるとすれば、その一つ一つの合理性を確かめつつ対案を提出することが必要となってくるであろう。

（二）会同・協議会の実情と問題点

①会同・協議会の定義　会同は全国または各高裁管内から若干名の裁判官が一同に会して、その時々に裁判所が当面している問題について意見を交換する会合である。全国的なものは最高裁が、各高裁段階のものは各高裁が主催する。最高裁の国会答弁によれば、「会同の場合には原庁から少なくとも一人以上くらいは出席をいたしまして、集まったときには主催者の側からあいさつがあるというふうな場合が多い。それから議長に主催者側のだれかがなるというような場合が多いような、言ってみますとセレモニー的要素がやや強い…（。）協議会はどちらかというとそういう要素が少ないもの」[37]である。最高裁事務総局『裁判所沿革誌』の第三巻および第四巻を見る限り、民事局・行政局・刑事局・家庭局主催の会同は一九七二年をもって姿を消し、それ以降はすべて協議会の名称となっている。[38]協議会形式の方が、最高裁に広い裁量余地を与えるようである。[39]なお、裁判官の研修の場として司法研修所が主催する研究会がある。これは民事・行政・刑事・家事・少年等の実務研修を内容として、同沿革誌によると年に二回ないし六回開かれている。この頻度は一九六〇年代以降さほど変わってはいないようにみえる。

②会同・協議会の実情　「行政局」の会同の場合、一九五〇年代だけでも、積極的断定的意見開陳の時期と消極的態度の時期を経験している。[40]したがって子細な変化にも留意する必要はある。だが、一般的にいって最高裁発足時以来の自由な討議の場としての会同・協議会は、公開性、参加者、会議運営、目的などいずれの点をとっても次第に変質し

てきた。[41]

一九七〇年代前半までは最高裁裁判官が議長になっていた。[42] その後は高裁の部総括裁判官等が議長を務めるようになる。戦後初期には、行政事件や労働事件の会同で学者が講演をしたこともあり、[43] 一九六〇年頃までは、裁判官の会同・協議会に弁護士も出席していた。[44]

一九七〇年頃から原則全庁参加の会同は減少し、出席が最高裁に指名されまたは条件を付される形の協議会が多く開催されるに至った。七〇年頃までは会同・協議会とも協議テーマ・開催日時・参加人数などが裁判所時報に発表され、会議の記録である「執務資料」も裁判官以外に公表されていた。この頃までは裁判所の一般職員にも出席裁判官名や協議内容はわかる状況にあった。[45] 今日では執務資料での発言庁も現在ではA庁、B庁という形になっている。一九七四年の『裁判所時報』六三九号以降の号においては会同・協議会に関する記事は消滅する。[46]

議題についても現に係属している個別具体的なテーマを扱うようになり、同時にその内容は秘匿されるようになる。[47] 一九七〇年代後半からは最高裁の意見を聞きたいという姿勢が目立つようになってきた。[48]

会同・協議会が秘密に開かれることもあるという事実から明らかなように、そのプログラム作成に対する一般の裁判官あるいは裁判官団体の参加はない。またこれらの会議が弁護士や研究者に開かれているわけではない。

③推進者の論理　この問題も国会審議の中である程度論じられてきた。ある法務委員会委員は会同・協議会の最後に披露される当局見解を問題にしている。[49]

この種の繰り返される疑問につき、最高裁当局は、人選について「全然担当しない方を集めても協議会の目的は達せられない」[50]し、議論は「自由濶達に」「自由な意見交換」として行われ、協議結果の取捨選択は各裁判官の判断に任されており、[51] 協議結果で「全国にぜひ知らせなければならないことは、現在でも公表している」として秘密性を否定し、[52] 総

じて「裁判官の独立性」の観点からする種々の懸念についても問題はないことを繰り返している。ある事務総局関係者によると、とりわけ研鑽の意義の一端として、「裁判所全体の視野から見た裁判実務面および司法行政面での必要な情報等を事件処理に当たる裁判官に伝達することが有益な場合の多いこと」が指摘されている。[53]「全然担当しない方」の非招集および「ぜひ知らせなければならないこと」の伝達が懸念に対する反論になっているかどうか後に検討しよう。「裁判所全体」の見地からする「伝達」という発想も、裁判官の独立性との関係で吟味を要しよう。

④賛成論と反対論　会同・協議会についても既述の日弁連によるアンケート結果がある。以下のような意見分布である。

「昔の会同・協議会に比べ最近の会同・協議会は自由な意見を言える雰囲気がなくなってきた」（はい一九・八％、いいえ一八・九％）、「参加者の人選に問題がある」（はい一六・〇％、いいえ四七・二％）、「開催の事実や協議結果を原則として秘密にしているのは問題である」（賛成三五・八％、反対二五・四％）、「最高裁事務総局見解に影響を受ける人が多い」（はい四〇・六％、いいえ二二・六％）、「裁判官による自由な研究の場であるから問題はない」（賛成四七％、反対二八・三％）。

右の結果について、ここで会同・協議会の経験時期や回答者の世代に関する分析をすることはできないので、早急な結論は慎まなければならない。しかしながら、裁判官経験者自身からこれほどの疑念が示されていること自体にすでに司法行政上の大きな問題があることが窺えよう。

かつて一九七二年に行われた公害事件担当裁判官協議会の運営や内容に対する批判に対して、この協議会を現に経験して判決を書いた現職裁判官から「疑念は全く根拠のないことである」という反論があった。[54]一定の裁判官像を身につけた独立心のある裁判官にとっては、協議会での討論や当局によるまとめは単なる研鑽の場として有益であるかもしれ

ない。しかし、その後の歴史をみて「疑念」に根拠がなかったかどうか、検討がなされなければならないであろう。

この数年の間に、「部外秘」や「取扱注意」とされた『執務資料』の内容の変化を克明に分析し、現実に会同・協議会が開かれたあとの裁判判決がどうなっているかを解明する多数の労作がすでに著されている。[55] 行政事件から一例をあげよう。一九七六年一〇月二九日に行政事件担当裁判官協議会が開催され、行政事件訴訟における処分性の問題が扱われたあと、つぎのようなことが生じた。「昭和五〇年（一九七五年）頃から地裁段階で結論を異にする裁判例が相次いで出され、その後の動向が注目されていたところであるが、昭和五三年に現れたこの点に関する裁判例の大勢は、従来の伝統的立場に依拠して都市計画決定の処分性を否定するにいたった」[56] のである。なお、協議会のもつ意味がテーマによって異なることがある点についてもすでに指摘がある。[57]

協議会での裁判官の発言が個人としてではなく地裁、高裁、最高裁の局というように組織を代表する発言となっていることも問題とされている。[58]「局」としての発言は最後にある。こうして現場裁判官による「御伺い」に対する事務総局の「御託宣」を賜る制度になっている、あるいは「御意見拝聴の場」と化しているとの批判が強いのである。

このような分析の結果を整理して、徳住堅治は一九七〇年頃からの会同・協議会の変化を四つの特徴にまとめている。第一は、取り扱われるテーマが具体的になったこと、第二に、局見解ないし協議の結果が出され、質疑資料でも局の見解が詳しく記載されていること、第三に、最高裁の見解が反国民的、反労働者的であること、第四に、会同・協議会開催後最高裁の見解に従って下級審の判例が全部一八〇度転換していること、である。[59]

さらに、湯川二朗は日弁連のシンポジウムにおける報告をつぎのように結んでいる。[60]「国民の権利義務・裁判を受ける権利の確保の上で極めて重要な問題が協議されていながら、その協議内容が原則として一般に知り得ない状態にあることである。そこでは裁判官による自由な討論は殆ど無く、最高裁事務総局見解をもって裁判所としての見解を統一する

場として運用されているのが実情である」。そして最高裁事務総局が、裁判所法上「最高裁判所の庶務を掌」るものにすぎないにも拘らず、それが「実体法及び手続法の解釈運用を決定している」ことが問題である。さらに、事務総局が「事件報告制度・裁判官考課制度等によって各裁判官の昇進・昇格・昇級・転任を意のままに左右することのできる絶大な人事行政権を有している」一方で、「個々の裁判官は独立の気概を喪失し、最高裁の判例・見解を待望し、自ら進んで最高裁事務総局に資料・見解の紹介を行うという状況にある」のである。

裁判例には時に例外がある。しかし、近時の諸分析によれば、かなりの程度に判決内容の統制が進んでいると言わざるを得ない。もっとも、すでに述べたように六〇年代末期以降の司法人事全体の動きをみると、特定事件類型について協議会が開催されなくても判例の傾向が変化することは容易に想定できる。この点については後に触れることにしたい。

(三) その他の問題点

その他に、最近では、裁判官の企業や中央官庁における出向研修も目だっている。これらは裁判官に官僚精神や企業者意識を植えつけることを目指すものではなく、裁判官の専門性を高めようとする企図の下に実施されているものと推察されるが、運用を誤れば「裁判官の独立性」が侵害される危険性を内包している。[61]

一九八五年度の国内特別研究長期コースには報道機関での研修があった。「裁判官としての視野を一層広め、かつ、その識見を高めるため、任官後約一〇年を経過した裁判官を報道機関に派遣して、報道機関の役割を理解し、かつ、情報処理の技術、能力、組織等の実際を知るため、実践的な体験を積ませることを内容とする研修」である。民間大企業への派遣研修は、「その企業の組織、経営方針、労務事情等の概要説明の受講ほか重要部門の見学を内容とする研修」[62]として行われている。一九八六年度には、参加者六名が二人一組として三組に分けられ、各組とも一社に二日から五日間を

あて、二社ないし三社に派遣されている。

この種の研修がまったく無意味ということはありえない。したがってそのこと自体を批判することは容易ではない。しかし、被派遣者の主体的契機、派遣先の決定、研修内容作成過程での参加など、周辺的諸事情を考慮して評価がなされなければならないであろう。

（四）比較の対象

判検交流や会同・協議会および派遣研修の主たるメリットは裁判官の独立性を侵害しない形での専門性の向上にあろう。

そこで、判検交流が専門性の確保を目的とするのであれば、官僚制システムを前提とした場合の専門性確保のあり方を問う必要があろう。西ドイツと比較する場合に、同国にあっては日本よりもリクルートの年齢が遅く、職業経験も比較的多様であることから、どのような専門性をもった人物が裁判官として任命されているか、職業経験がどう評価されているか、という観点からの検討が意味を持とう。これは採用後の専門性の獲得・向上のための研修とバーターの関係にあるからである。

他方で、日本における判検交流の趣旨を訟務局への人材提供という側面に求めようとするときには、新たな論点が提起される。既述のように、西ドイツにおける訟務検事の存在が問われるのである。

さらに、日本の実務に関して批判されている点を考慮すると、訟務検事経験者の裁判所復帰後の特定裁判所への配置、裁判所部内での配置、および裁判部内部での事務分配のあり方が比較の素材とされてよいであろう。

なお、裁判官の研究会・研修会や、特定研修先への派遣の考え方などにも簡単に触れることにしたい。

(10) 裁判官が法務省以外の官庁などに出向するときにも、いったん検察官身分を得る。本稿では、実際の勤務先により、法務省とそれ以外への出向とに分けている

(11) すなわちその勤務期間は実質的には裁判官ではない、という意識が要るように思われる。神戸大学・宮澤節生ゼミ「司法人事の動向」法セミ四一八号六四頁参照。

(12) 「法務省とのいわゆる交流の問題は、別に近来多くなったという問題ではございません。」（矢口最高裁判所長官代理者（人事局長）答弁。衆議院法務委員会議録第二号（一九七五年二月一四日）七頁）。「端的に申しまして、最近急激に多くなったということでは必ずしもございませんが、まあしかし相当古くから相当数の交流が行われておったというのは事実でございます。ただ、少し前の時期になりますと、かなり長期間行っておる、長期間たってから帰るというふうな事例がわりあい多うございましたが、最近では比較的短期間で帰るというふうな事例がふえておりますために、毎年毎年の交流そのものをとりますと、ややふえておるのかなという感じがしないわけではございません。」（大西勝也最高裁事務総局人事局長答弁。衆議院法務委員会議録第三号（一九八三年三月四日）一七頁。

(13) もっとも交流経験者が多数となれば誰もがエリートコースを歩むことは困難となる。

(14) 最高裁事務総局『司法統計年報』各年版による。

(15) 詳しくは、東京弁護士会司法問題対策特別委員会『裁判所と法務省の人事交流についての調査報告書（改訂版——資料編）』（一九八九）三頁以下参照。

(16) 裁判所でも若干の配慮が窺われることについて、阪口徳雄「訟務検事の実態調査の中から」法と民主主義二三五号（一九八九）三五頁。

(17) 法務局長・地方法務局長会同における法務省訟務部長指示・訟務月報一七巻五号（一九七一）八八七頁、訟務第一課長説明・同八八九頁。

(18) 日本と西ドイツの裁判官数の変化を示すグラフは、木佐『人間の尊厳と司法権——西ドイツ司法改革に学ぶ』（一九九〇）四〇三頁参照。同頁における警察官数のグラフと本稿【グラフ⑦】の訟務検事数のグラフは相似のカーブとなっている。

(19) 法務局訟務部付事務打合せ会における貞家訟務部長指示。訟務月報一九巻一二号（一九七三）二〇九頁以下。

(20) 枇杷田法務大臣官房司法法制調査部長答弁。衆議院法務委員会議録第五号（一九八〇年三月四日）一四頁。

(21) 根岸法務大臣官房長答弁。衆議院法務委員会議録第三号（一九八三年三月四日）一八頁。
(22) 矢口最高裁判所長官代理者（人事局長）答弁。衆議院法務委員会議録第二号（一九七五年二月一四日）七頁。同旨、勝見最高裁人事局長答弁。衆議院法務委員会議録第五号（一九八〇年三月四日）一三頁。
(23) 部付（新任）事務打合会における法務省訟務部長指示。一九七二年五月一一・一二日開催。訟務月報一八巻六号九六四頁以下。
(24) 枇杷田法務大臣官房司法法制調査部長答弁。衆議院法務委員会議録第五号（一九八〇年三月四日）一七頁。
(25) 根岸法務大臣官房長答弁。衆議院法務委員会議録第三号（一九八三年三月四日）一八頁。
(26) 矢口最高裁判所長官代理者（人事局長）答弁。衆議院法務委員会議録第二号（一九七五年二月一四日）七頁。同様に、刑事裁判官として大成していただくにはプラスである、という答弁がある。勝見最高裁人事局長答弁。衆議院法務委員会議録第五号（一九八〇年三月四日）一三、一六頁。
(27) 法務局訟務部長事務打合会における貞家訟務部長指示。訟務月報一九巻二号（一九七三）七三頁。
(28) 根岸法務大臣官房長答弁。衆議院法務委員会議録第三号（一九八三年三月四日）一八頁。
(29) 秦野法務大臣答弁。衆議院法務委員会議録第三号（一九八三年三月四日）一八頁。
(30) 渋川孝夫（弁護士）「判事検事の交流について」ジュリ八九九号（一九八七）一二三頁。
(31) 日本民主法律家協会司法制度委員会編『全裁判官経歴総覧』（一九八七）、東京弁護士会司法問題対策特別委員会『調査報告書』（前掲注（15））全一六頁。
(32) 内田雅敏「裁判の独立を脅かす判・検事交流」法セミ四〇四号（一九八八）二九頁。
(33) 日本弁護士連合会『裁判所と法務省との人事交流に関する意見書』（一九八六）。日弁連の対応姿勢について、宮本康昭「司法が当面する問題」法と民主主義二一七号（一九八七）三二頁参照。
(34) 各地弁護士会の見解を紹介するものとして、日本弁護士連合会『国民の裁判を受ける権利（三）――法曹のあり方――』（第一二回司法シンポジウム（一九八八年）記録）（一九八九）一五五頁以下がある。
(35) 萩原金美「訴訟指揮と当事者」鈴木忠一・三ヶ月章（監修）『新・実務民事訴訟講座1』（一九八一）二〇八頁。ただし、この見方が最近実証されつつある事実を前にしても維持されるかどうかは定かではない。

(36) 資料は日弁連司法問題対策委員会から提供を受けた。
(37) 大西最高裁長官代理者の答弁。衆議院法務委員会議録一四号（一九八〇年四月九日）二頁。
(38) ただし、長官所長の司法行政を扱う会議はその後も長官所長会同という名称である。
(39) 東京弁護士会『意見書』（前掲注（3））三頁によれば、会同では会同員の選出が所属庁の裁判官会議（実際には多くの庁で所長に権限委任）であるのに対し、協議会であれば主催の最高裁当局が意のままに協議員を選出することができ、かつ自由にテーマを決定できる側面があるとされる。
(40) 中村治朗『裁判の世界を生きて』（一九八九）四三頁。初期の行政局の積極的姿勢は行政訴訟制度の発足という新しい事態に対応するものであった。
(41) 裁判官会同・協議会の歴史、現状などについては、日本弁護士連合会主催の「判検交流と裁判官の独立を考える会内シンポジウム」（一九八九年一一月一六日開催）の準備資料（湯川二朗作成）によるところが大きい。
(42) この最高裁判事が議長になること自体にも批判はあった。例、小田中聰樹・前掲注（3）論文七〇頁。
(43) 中村・前掲注（40）一八頁。
(44) 萩原金美「訴訟指揮と当事者」（前掲注（35））二〇八頁。
(45) 松井憲二「内側からみた司法政策の現状」法と民主主義二二九号（一九八八）七頁。
(46) 豊田誠「公害裁判と司法の機能」『現代司法の課題（松井康浩弁護士還暦記念）』（一九八二）四三六頁。
(47) 湯川二朗「裁判官会同・協議会」（一九八九年日弁連シンポ資料）によって整理された『裁判所沿革史』第三巻・第四巻に基づく資料が示すように、民事局関係にあっては一九七六年から公害・労働災害・医療過誤・水害などの事件が単に「民事事件の処理に関し考慮すべき事項」という抽象的議題名にとどめられている。これらの記録である『執務資料』には「部外秘」や「取扱注意」などの印が押されている。同様に長官所長会同については一九七〇年から従来の具体的テーマに代えて「当面の司法行政上の諸問題について」（ただし、一九七五年から「その他」が加わる）として一括されるため、具体的討議内容を知ることはできなくなる。
(48) 筆者は各地の裁判官とのインタヴューの際に、裁判官が後に同僚に報告する目的をもって民事局や行政局の見解を一言も聞き漏らすまいとメモをする様をみせてもらった。討議の場というよりも最高裁見解の伝達の場としての機能の強さが窺

われる。

(49)「一番最後のところでそういうような案らしいものというか見解らしいものを示して、受け取る方は最高裁の考え方と相反する判決をすれば控訴なり上告をされて破られる。そのときにというのをいろいろ考えて、結局最高裁側のというか事務総局側の意見らしいものと受け取ってそれに従っていく、こういうふうなことが現実には行われているんじゃないでしょうか、どうもそういうふうに聞くのですがね」（稲葉誠一委員質問。衆議院法務委員会議録第三号（一九八八年三月二二日）九頁）。

(50) テーマになる事件を担当したことのない「裁判官が来られても協議の実は上がらないというようなこともございまして、そういう意味で、その協議の目的に照らしてそれにふさわしい裁判官においでいただくということは申し上げる場合があろうかと思います…」。「全然担当していない方を集めても協議会の目的は達せられないということもございます」。大西最高裁長官代理者の答弁。衆議院法務委員会議録一四号（一九八〇年四月九日）一五頁。

(51) やや長いが重要な発言であるから引用しておく。「裁判官の会同なり協議会は、それぞれ具体的な事件を抱えて、その適正迅速な処理にいろいろ苦心しておられます裁判官が相寄りまして、それぞれ具体的な事件の話は申しません、いずれも抽象化して議論をするわけでございます。自由闊達に議論を交わしてもらいまして、それぞれの研鑽、修養の糧にしていただくわけでございます。その際にも、もちろん最高裁の事務局におきましてはある抽象的な命題に関連いたします学説、判例等はいろいろ渉猟いたしまして、こういう学説がある、このような学説もある、このような判例もある、こういうことは申し述べます。それから裁判官方におかれましても、会同員あるいは協議会のメンバーといたしまして、こういう学説があるけれども自分はこういう観点からこういうふうに考えるのだ、といろいろ意見を申し述べられます。場合によりますと、そういうふうな自由な意見交換で終わりまして、結論めいたことを申し上げないときもございます。中には、これは最高裁じゃありませんけれども、事務局限りの御意見といたしまして、我々の研究の結果によると、甲乙丙の三つの学説があるうちには丙説が一番妥当ではないのかと考えておるというようなことを申し上げることもございます。それも、例えば学説の一つのような位置づけとして申し上げているわけでございます。そのあたりの見解をどのように取捨選択していただくか、これは独立に司法権を行使されます各裁判官方のそれぞれの御判断にゆだねられているということでございます」。山口繁最高裁事務総局総務局長答弁。衆議院法務委員会議録第三号（一九八八年三月二二日）九頁。

(52) 協議の結果で全国にぜひ知らせなければならないことは、現在でも公表しているとされる。大西最高裁長官代理者の答弁。衆議院法務委員会議録一四号（一九八〇年四月九日）一五頁。
(53) 金谷利廣「裁判官の研修」法セミ増刊『現代の裁判』（一九八四）二〇八頁。
(54) 富島照男（弁護士）「公害事件と裁判官協議会」判時六六〇号（一九七二）二一頁以下に対する宮崎啓一（当時東京地裁判事）「公害事件担当裁判官協議会について」判時六六五号（一九七二）一六頁以下の反論。
(55) 整理解雇事件に関して、大川真郎・森信雄・杉本吉史・労旬一一九〇号（一九八八）三九頁以下、労働仮処分について井上直行・労旬一一九〇号五〇頁以下（特に、五九頁以下の表）、公務員労働関係について徳住堅治・労旬一一九八号四頁以下（特に、一四頁以下の表）、労災事件について古川景一・労旬一一九八号二五頁以下（特に、『下級裁判所民事裁判例集』の特集と裏本である『労働災害民事事件関係執務資料』（取扱注意）の関係について）、水害事件について竹澤哲夫・労旬一一九九号三〇頁以下（特に四〇頁の表）、公害事件について村松昭夫・労旬一二〇〇号（一九八八）四頁以下（特に、一〇頁の表）。一般的包括的に、徳住堅治「裁判官会同・協議会と裁判統制」法と民主主義二三五号（一九八九）三頁以下。
(56) 行政判例研究会編『昭和五三年行政関係判例解説』（一九七九）一九頁以下。
(57) 古川景一「労災事件担当裁判官協議会の内容と問題点」労旬一一九八号（一九八八）二八頁。
(58) 古川景一「内容と問題点」（前掲注（57））二七頁。
(59) 徳住堅治「裁判官会同・協議会と裁判統制」法と民主主義二三五号（一九八九）四頁。
(60) 湯川二朗・前掲注（47）資料。
(61) 各地の弁護士会の見解を紹介するものとして、日本弁護士連合会『国民の裁判を受ける権利（三）』（前掲注（34））一六四頁以下。
(62) 最高裁判所『裁判所沿革誌第四巻』（一九八八）三七一、四一五頁。